

全国6連合農学研究科の教育・研究指導委託に関する覚書

平成26年4月1日付けで締結した「全国6連合農学研究科の連携協定書」に基づき、全国6連合農学研究科は同協定書の第3条第1号及び第2号に基づき、相互の連携協力による博士課程学生（以下「学生」という。）の教育・研究指導委託に関し、次のとおり合意する。

（研究指導委託）

第1条 全国6連合農学研究科は、学生にとって教育上有益と認められるときは、委託先の連合農学研究科と協議の上、必要な研究指導を受けさせることができるものとする。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。

（受入れ学生の身分）

第2条

委託先の学則等の規定により定めるものとする。

（研究指導を委託された学生に対する対応）

第3条 第1条の研究指導の期間中において、学生は、委託先の連合農学研究科の開講科目を聴講できるものとする。

2 その他、研究指導を委託された学生に対しては、委託先の連合農学研究科における規則等により学内施設・設備や図書館等の利用及び研修等の参加を行えるように配慮するものとする。

（授業料の取り扱い）

第4条 この覚書に係る学生の授業料については、原則として徴収しないものとする。

（災害傷害保険）

第5条 委託元の連合農学研究科は、研究指導を希望する学生に、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入することを義務付けるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項が生じた場合又は解釈について疑義が生じた場合は、全国連合農学研究科協議会規約（昭和60年5月28日制定）に基づく年2回の研究科長会議において協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

（記載事項の変更）

第7条 この覚書の変更は、全国6連合農学研究科協議会において協議の上、行うものとする。

（効力と有効期間）

第8条 この覚書の有効期限は、平成30年4月1日から5年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了6ヶ月前までに全国連合農学研究科協議会により意思表示が無い場合は、この覚書を自動的に更新するものとする。

この覚書は、6通作成し、全国6連合農学研究科押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月19日

岩手大学大学院連合農学研究科長

比屋根 哲



東京農工大学大学院連合農学研究科長

船田 良



岐阜大学大学院連合農学研究科長

千家正 照



鳥取大学大学院連合農学研究科長

前川 二太郎



愛媛大学大学院連合農学研究科長

大上 博 基



鹿児島大学大学院連合農学研究科長

粕井 和 朗

